

# 合同会社絆 猫の手訪問看護ステーション運営規程

## (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

### 第1条(事業目的)

合同会社絆が開設する猫の手訪問看護ステーション(以下「本事業所」という)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

### 第2条(運営の方針)

- 1 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 7 前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を厳守し、事業を実施するものとする。
- 8 本事業所は、指定訪問看護等のほか、公的医療保険及び介護保険の適用を受けない訪問看護サービス及び生活・移動付き添いサービス(以下「保険外サービス」という)を、利用者の個別の契約に基づき提供するものとする。

### 第3条(事務所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 猫の手訪問看護ステーション
- (2)所在地 福井市八幡町 36-1-20

### 第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。

- (1)管理者:看護師1名(常勤職員)

管理者は、本事業所の看護師等の管理及び指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護等の提供に当たるものとする。

- (2)看護職員(看護師・准看護師):常勤換算で2.5名以上

看護師は医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)計画書及び指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)報告書を作成する。(准看護師は訪問業務のみとする。)

## 第5条(営業日及び営業時間)

- (1)営業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月30日から1月3日)
- (2)営業時間:午前9時から午後5時までとする。
- (3)連絡体制など:24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。
- (4)前項の規定にかかわらず、保険外サービスについては、利用者の事前申し出により、営業日及び営業時間外(24時間365日)であっても対応するものとする。

## 第6条(指定訪問看護等の内容)

本事業所で行う指定訪問看護等は利用者の心身の機能回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1)訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供。利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し利用者に提供する。

(サービス内容の例)

- ① 病状、障害の観察
  - ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話
  - ④ 褥瘡の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症利用者の看護
  - ⑧ カテーテル等の管理
  - ⑨ その他医師の指示による医療処置
- (2)訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等の提供
- (3)訪問看護報告書の作成
- (4)主治医等関係者への情報提供
- (5)前各号のほか、利用者の同意に基づく保険外サービスの提供(外出付き添い、長時間の見守り、保険外の療養支援等)

## 第7条(利用料等)

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬・診療報酬の告示上の額)によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、それぞれの保険法規の規定による利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料等の支払いを受けるに際し、その内容を明確にした請求書及び領収書を交付する。

3 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

4 利用者からサービス利用のキャンセルがあった場合、以下のとおりキャンセル料を徴収することができる。ただし、利用者の体調急変、緊急入院、または災害など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

・前営業日の受付時間(17:00)までの連絡:無料

・利用予定時間の開始前までの連絡:それぞれの負担割合に応じた利用者負担額の50%相当額

・当日の訪問時または不在:それぞれの負担割合に応じた利用者負担額の100%相当額

#### 第8条(通常事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、福井市全区域、坂井市、あわら市とする。

#### 第9条(急変時・事故発生時における対応方法)

1 指定訪問看護等及び保険外サービスの実施中に利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護等及び保険外サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護等及び保険外サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 第10条(衛生管理・業務継続計画等)

1 本事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 本事業所は、感染症や大震災等の災害が発生した場合であっても、必要な指定訪問看護等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を策定し、従業者に対する研修及び訓練(シミュレーション)を定期的実施するものとする。

#### 第11条(苦情処理)

1 指定訪問看護等及び保険外サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は提供した指定訪問看護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### 第12条(個人情報の保護)

1 本事業所は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 本事業所を得た利用者又はその家族の個人情報については、本事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

- 3 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとする。
- 4 利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。
- 5 本事業所は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもののほか、電磁的記録も含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

#### 第13条(虐待防止に関する事項)

- 1 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1)虐待防止検討委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底
  - (2)虐待を防止するための指針の整備
  - (3)従業者に対する虐待防止のための定期的な研修の実施
  - (4)虐待防止に関する責任者の配置
  - (5)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (6)その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第14条(その他運営に関する留意事項)

- 1 本事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1)採用時研修:採用後3か月以内
  - (2)継続研修 :年6回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 本事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者に対するハラスメント(利用者又はその家族等からの暴言、暴力、威嚇行為等を含むカスタマーハラスメントを含む)を防止するための相談窓口の設置、マニュアルの整備等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は令和8年9月1日から施行する。